

第 172 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課

- 1 日 時 令和 5 年 8 月 1 日（火）午後 2 時 00 分～
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 4 階 全員協議会室
- 3 出席者 会 長：金子忠一
委 員：横田樹広 浅海義治 関洋一
清水則之 荒木久美子 富本操
飯塚裕子 井口良男 西貝嘉隆
鈴木正明 福島孝人 木内幹雄
中村文俊 しばたさちこ 白石けい子
のむら説 岩瀬たけし
理事者：都市農業課長 環境課長 都市計画課長
開発調整課長 道路公園課長
事務局：環境部長 みどり推進課長

- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 2 名
- 6 次 第 1 開会
2 新任委員委嘱
3 理事者・事務局紹介
4 審議事項
練馬区みどりの総合計画の中間見直しについて
（諮問第 210 号）
5 報告事項
(1)保護樹林の一部指定解除について
(2)保護樹木の新規指定について
(3)保護樹木の指定解除について
6 その他
7 閉会

7 会議内容

- 会 長 ただいまから第 172 回区緑化委員会を開催いたします。
事務局から本日の配付資料、委員の出席状況等について、説明をお願いします。

事務局 本日の配付資料を案内します。

(配付資料の確認)

委員の出席状況を報告します。ただいまの出席委員数は17名です。委員20名の過半数が出席していますので、みどりを愛し守りはぐくむ条例施行規則第6条第2項に基づき、委員会は成立しています。

会 長 次に、次第2、「新任委員の委嘱」についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局 6月7日付で区議会議員の選任がありました。新たに第22期練馬区緑化委員会委員となる方の委嘱をします。恐れ入りますが、その場で起立をお願いします。

(新任委員の紹介・挨拶)

事務局 なお、委嘱状については、各委員の机の上に置いてありますので確認をお願いします。

会 長 新任委員の方、よろしく申し上げます。
次に、次第3、「理事者・事務局紹介」についてです。

事務局 区の出席者も人事異動で変更がありましたので紹介します。

(新任理事者の紹介・挨拶)

会 長 それでは、次第4の審議事項に移ります。

審議事項は、「諮問第210号 練馬区みどりの総合計画の中間見直しについて」です。前回の委員会が出た意見についてまとめた資料1については、各自確認いただき、何かお気づきの点があった場合は、事務局までお知らせください。

それでは、資料2-1から2-3について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料 2 - 1 から 2 - 3 について説明)

会 長

本日の委員の皆様からの意見等を踏まえてさらに検討し、次回の委員会において答申案をお示しする予定です。

それでは、事務局からの説明に対して質問、意見等がありますか。

A 委員

まず、公園についてです。今回、住民の意見を反映させるということが修正案の中で盛り込まれたのはとてもいいと思います。「設計段階からの区民参加により地域に親しまれる公園を整備」との記載がありますが、さらに地域に親しまれる公園を整備するという区の方針が示されたのはいいと思います。

現在の公園整備の中で、民間事業者が設計・整備し、その上で区が運営をしていく形を取ることもあると思います。その場合は、民間事業者が整備する公園に対して、どのような形で区民が参画できるか、それを区として担保する手だてはあるのか教えてください。

開発調整課長

3,000 m²以上の宅地開発の場合、3%以上の公園提供という形で民間事業者に公園を整備していただき、区の公園にするということを行っています。その際は、計画段階から公園を管理する部署と打合せをした上で、どのような公園がふさわしいかについて計画し整備しています。

A 委員

事業者と話し合いながら区民の声を反映させるような仕組みにしているということですね。ぜひそれはお願いします。

次に、資料の中で「公共施設」に「道路から見える緑化の強化」が新たに追加されています。他方で、「公共全般」の「主な現状・課題」で、「街路樹による歩道の損壊など根本的な課題を抱えている路線も多い」との記載があり、街路樹をつくることについて課題が示されています。

また、資料 2 - 3 の緑化委員会での主な意見の中でも、「街路樹の多様性や方針はどう考えているのか」という趣旨の意見もあります。今回、「道路から見える緑化の強化」というのを入れられた中で、区としてどのように考

えているか教えてください。

みどり推進課長 道路の街路樹は、道路の幅員に合わない大きな植樹をしているなど、様々な課題があります。

今回示した案では、これらを防ぐため、新規の取組として道路の幅員に合わせた植樹選びのモデルをつくることを挙げています。大きくなる樹種については広幅員の道路、そうではないところには、目から見える緑視率を高めるような配置モデルを考えています。

また、「近隣の住民の意見を踏まえた緑化の推進」ということで修正を加えました。こちらについても、モデルに合わせて画一的につくっていくのではなく、近隣の声を聞きながら進めていくつもりであるため、そのような趣旨で修正を加えています。

A 委員

植樹モデルと住民の声を反映してこれからさらに進めていくということですので、ぜひお願いします。

もう1点伺います。保護樹木をどのように保全していくかという話がありました。今回の拡充においても、屋敷林の保全に向けた保全制度の適用の推進などが入れられています。

少し戻りますが、資料1の6番目で、「並木が民有地であるために伐採されてしまうことがある」という意見に対しての区の回答は、「届出をした樹木所有者に対して、地域の方の要望と土地利用を融合する形で必要な助言や指導を行っています」ということで、たとえ民有の樹木であったとしても、所有者に助言や指導を行い、残すように取り組まれていると思います。どのような形で民有の樹木に助言ないし指導が行われるのか教えてください。

開発調整課長

民有の樹木で、目の高さ1.2メートルにおいて周長が100センチ以上の太さの木については、伐採届が必要であるとみどりを愛し守りはぐくむ条例で定められています。伐採の30日前までに届出を提出することになっています。

その中で、区としての意見を言うことができるため、区を代表するような景観や、住民の方の要望等を考慮した上で、事業者に対して意見を伝えることはあります。

会 長 ほかにいかがですか。

B 委員 保護樹木の件ですが、例えば、都立高校は都が管理していると思いますが、高校の大木などの保護樹木への指定はどのようになっていますか。

みどり推進課長 現在、高校の樹木は指定していませんが、私立の学校だから指定できないということはありません。なお、東京都や国のものについては、剪定費の補助をしていません。

B 委員 都立大泉高校の敷地には 100 メートルぐらいの細長い道路があり、そこに立派な大木が点在しています。町会の方がラジオ体操をするとき、木陰が本当にありがたく皆さんはその価値をすごく認識されています。
 そういった意味でも、例えば保護樹木に指定することで、区民協働の意識を育むことができるのではないかと思います。文言に入れるのは大変難しいかもしれませんが、検討いただきたいと思います。

みどり推進課長 保護樹木の指定は、きっかけとして非常に有益なものだと思います。東京都、高校から具体的に相談がありましたら、進めていきたいと考えています。
 施策の方向性の中では、保全のための所有者との合意形成の推進ということで掲げていますので、これについても、区民協働の意識づけのところで修正を加えていきたいと思っています。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

C 委員 みどりが練馬の大きな施策の 1 つになることは、私も活動していく中で承知しています。高松は、農地とみどりが非常に多い場所です。
 特に農地については、生産を向上させ、農地を保全することでみどりを安定的に確保できるかがすごく大きな課題だと思っています。生産緑地法や相続の問題が起きているため、農業にもかなり力を入れていくべきと思いますが、そこはいかがでしょうか。

都市農業課長

みどりの保全は、区の重要な施策テーマになっています。今回、中間見直しする上で、様々なみどりの要素を複合的に検討しているというのは、まさに一体的となつてみどりを守るための視点整理というような形になります。

一方で、農地であれば農地の保全の仕方については、指摘のあったように、生産力をいかに高めて営農状態を上げていただくか。また、それ以外の樹林地の保全の仕方は、農地とはまた違う保全の仕方になると思います。中身や対象に応じて適切な保全の仕方を進めていくという視点で、農地に関しても取り組んでいきたいと考えています。

C 委員

日本が持っている豊かな土壌によって生産性を高め、海外に輸出している。このように、日本全体のみどりと水の豊かさが注目されており、まさしく練馬は農業を主導できる世界的なレベルがあると思っています。区も力を入れていただきたいと思っています。

見直しの方向性の中で、「全区立小学校における体験学習」と書いてあり、若い世代の次世代育成は重要だと思っています。私は、幼児の段階から公園などで土に親しみながらみどりとの関係を小さいときから味わえるような仕組みも、体験だけではなく、自然の生活の中でできるような、それを公園として見るか、農として見るのかということになりますが、横軸で区が取り組むべき部分だと思っています。是非、小学校からではなく、幼児期から親子で楽しめるような環境も長い目で見ていく、30年後を見据えることが必要と感じているため、検討していただきたいと思いました。

それから、「樹林地・大木」の見直しの方向性の中で、「憩いの森の区民管理を促進」と記載があります。憩いの森には天然の動物が非常に多く、タヌキは日本古来であり、ハクビシンとアライグマは外来種です。そうすると、動物たちがそこで生息してしまう可能性もあります。憩いの森をつくることはいいですが、そこに動物たちも入ってくる。この動物、生き物に配慮した樹林をどのように見ていくのか。環境課で対応していただいているのですが、そこも課題だと思っているため、現状を伺います。

環境課長

野生生物の関係については、もともと昔から日本にいる種と外来種ということで、外来種が問題になっています。やはり、森をつくるとそこは生物の住処になります。様々な生き物が集まってくるのは自然なことのため、それを防ぐのは難しいところがあります。

区としても、皆さんの生活に被害があるような場合については、一定程度、狩猟や捕獲を行っていますが、基本的に野生動物はかなり嚴重に保護されており、外来生物だからといって見かけたものを行政として捕獲することは簡単にできないのが現状です。現在、増える状況の中で、東京都とどういった対策ができるかが、今まさに課題となっています。都と連携しながらの動きになるため、皆さんが生活でお困りのときにどういったことができるかについては、都と一緒に課題を整理していきたいと考えています。

C 委員

区民協働でやれること、区がやらなければいけないことなど、多くの課題があるだけに、横軸の関係が大事だと強く感じています。「憩いの森の区民管理を促進」と書いてしまうと、具体的に何をどのようにしていくのかがないと、そこが迷いに入ってしまうのかと思います。

これは予算との関係になりますが、樹木の保護のあり方です。樹木を保全していくには、非常にお金がかかります。今後は、練馬区みどりを育む基金を活用するなど、区民に喚起して協力してもらわないと、税金だけではなかなか難しい部分もあると思います。もう少しはっきりと、練馬にとってみどりは何かというところを強調した施策を旗印にしたほうがいいと思います。

近年、グリーンインフラとグレーインフラが話題になっています。グレーインフラというのはコンクリート化してしまうことです。やはりグリーンインフラを進めていくことで災害からも守られてきますし、近年の気候変動が激しい中で、みどりは存在価値がすごく変わってきたと思っています。

気候変動とSDGs、みどりの重要性とお金のかかる管理というところを、もう少ししっかりと施策の柱に出していくことも重要ではないかと思いますがいかがでし

ようか。

環境課長

地球温暖化などを含めて、みどりについては、二酸化炭素を吸収する効果があるなど非常に注目されています。

区においても、小学校の学校教育の際に、校庭に生えている木が実際に1年間でどれぐらい二酸化炭素の吸収効果があるのかを示すプレート設置を継続的に努めることで、みどりの多様な役割を知っていただき、それが練馬にとって大事なものだということを小さい頃から理解してもらうため、このような取組を進めています。

地球温暖化対策という大きい枠組みの中で、みどりは二酸化炭素の吸収という観点からみると、新しく植え替え後、10年20年は吸収の効果が大変高いですが、一定程度保存している大きくなった樹木については、成長時に比べると効果は少ないところがあります。来年から森林環境税が始まることもあり、例えば、友好都市と連携した取組など、区としても検討を始めているため、これからタイミングを見て、具体的に皆さんに示していきたいと思っています。

みどり推進課長

民有地のみどりの保全も大きな柱の1つだと認識しています。今回の施策の方向性の中でも、樹林地の保全に向けた取組ということで、所有者は維持するための金銭面での大きな負担があるため、この実態も含めた見直しを進めていきたいと考えています。

また、地域として個人のみどりを支える取組として、落ち葉清掃等、地域で支える取組も啓発も含めて行っています。

基金の話もありましたが、短期的な寄付メニューを設けるなど、練馬みどりの葉っぱい基金をリニューアルしました。非常に多くの方から寄付を頂き、皆さんのみどりへの関心、守っていきたいという気持ちを受け止めているところです。

現在は、ハード的な整備に充てているものが多いため、今後、区民協働に関する取組にも活用できるように検討していきます。

会 長

ほかにいかがでしょうか。

D 委員 本日、資料差し替えがありました。資料 2 - 2 の 2 ページ目の修正案が特に変わっています。変更した内容を教えていただけますか。

都市農業課長 農地の修正案の表現を変更しました。変更した趣旨は、これまでの委員会の議論を踏まえて具体的な検討を進める中で、我々としてはより具体的に表現をつくっていきたいという趣旨で変更しました。

また、3 点目に「(仮称) ベジかるファーム」という名称を入れています。これは原案で示していた収穫体験事業のブランド化をどのように進めていくかというところで、事業名称も含めて具体化を図っていることを示したかったためです。そのような趣旨で理解いただければと思います。

D 委員 分かりました。ありがとうございます。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

E 委員 資料 2 - 2 の全体的な印象として、見直しの方向性に意欲的な内容が盛り込まれていると感じました。

特に意欲的な施策と感じたのは、街路樹や公共施設の大木、老木の更新計画の策定、樹林地保全に向けた税制改正や補助制度の拡充についての国や都への要請、それから、農の風景育成地区への支援の充実などです。これらは、他自治体に先駆けた参考事例ともなり得るのではないかと思うため、今後その推進をしっかりとやっていただき、他自治体にも先進事例として示せるように頑張っていたいただければと思いました。

一方、今回示された施策の中で、施策案の表記が「検討する」という表現の記載にとどまって、その具体的な方向性がどちらのほうに行くのかが少し分かりにくいものがありました。例えば、「地域ぐるみでの緑化の推進」施策に、道路から見える緑化や街区単位での緑化誘導で、その制度を再構築するというような記載があります。再構築するとき現行の内容をどのような方向に見直すつもりなのかの記載がないため、その辺が分かりにくいと思

いました。ここについて、どのような考えがあるのかを教えてくださいたいのが1点目の質問です。

全体的に気になるのは、みどりの総合計画の中間見直しの最終的な記載レベルについて、今回示された修正案の文言レベルで終わるのかどうなのかです。中には、先ほど申し上げたものも含めて、最終的に目指す着地点が分かりにくいと感じるものもありました。

全体的に区民協働を基本理念に据えた計画の見直しとっていますが、最終的な記載レベルも区民が読んでイメージしやすい表現にすることがとても重要ではないかと思っています。そのような方向性で具体的な内容を少し盛り込みながら加筆するなど、そこを検討していただきたいと思いますが、どのような考えなのか教えてください。

みどり推進課長 まず、「地域ぐるみでの緑化の推進」についてです。

宅地のみどりについては、緑化助成やみどりの協定など、区としてもこれまで様々な制度を活用して支援を行ってきました。委員会の中でも議論していただきましたが、現状は、道路から見えるみどりが増えていない状況です。制度がうまく活用されていない状況もあるため、区としても地域の声を聞きながら、制度の見直しも含め進めていきたいと考えています。

記載については、内容が分かりやすく伝わるように、修正を加えていきます。

今回の緑化委員会の答申は、中間見直しということで、これまで取り組んできたこと、みどりの状況を踏まえて、今後どのように施策の方向性を考えていくのがよいのかを中心に議論を進めていただきました。答申の内容もそのような趣旨でまとめていきたいと考えています。

一方、先ほどの資料2-3の中でも説明しましたが、目標や到達点が分かりにくいといった意見もいただいています。中間見直しとして素案をまとめていく段階で、将来の練馬のみどりがどのようになっていくのか、また、それに向かって区がどのように取り組んでいくのか、皆さんがイメージしやすいように記載を分かりやすくしたいと考えています。

E 委員 もし、資料 2 - 2 の修正案の文言がそのまま記載されるのであれば、淡泊な印象があるため、ぜひ最終的な表現は検討いただければと思います。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

F 委員 2 点質問があります。1 点目は、前回の委員会で練馬はみどりが特色であり、大切に守ってくため、子どもたちが関わる活動をぜひしてほしいという趣旨の話をしていただきました。

今回、「農地」と「区民協働」の見直しの方向性で、「全区立小学校における体験学習等の推進」の例として、「練馬産野菜の給食、収穫体験」という記載をしていただき、とてもありがたいと思います。実際に学校現場で考えると、今、SDGs の視点を重視した教育活動を各学校でも取り入れています。子供たちの実践につなげる取組をしている学校が多くあると思っています。

体験を通して学ぶことはすごく大切と考えるため、例示として挙げているこの 2 点だけではなく、もう少し範囲を広めてもいいのではないかと感じました。

私自身も長年、学校現場にいたため、現場の忙しさはよく分かっているつもりです。学校にこれをやってくださいと丸投げすることは、非常に対応が難しい現実があります。そのため、地域で元気なお年寄りの方などに協力いただき、例えば、みどりのカーテンや学校園の整備に協力していただくなど、そのことも積極的に推進してみてもと思います。

先日、教育委員会の活動の中に「学校ボランティアを募集しています」という項目がありました。その中には、このような趣旨も取り入れた募集なのかなという面も感じましたが、さらにもう一步踏み込んで、このような活動がやはり大切なのではないかと趣旨に共感いただける方に協力いただきたい、そのようなことを PR していただくと、最終的に子どもたちの活動につながるのではないかと思います。今後、練馬区を支えてくれる子供たちが大人になったとき、そのような視点を持った大人になってくれるのではないかと期待しています。

2 点目ですが、みどりを保全し増やしていく活動には

当然お金がかかります。区税だけでは難しい面もあると思います。区でも実施しているか分からないので教えていただきたいのですが、ふるさと納税制度が全国各地で、23区内でも世田谷区などで始めています。みどりに着目して、ふるさと納税を活用することはできないか教えてください。

みどり推進課長 まず、1点目の子供に向けた施策についてです。将来を担う子供たちに向けた取組については、区としても非常に重要な取組だと認識しています。そのような前提に立って、資料2-2に修正を加えました。

将来を担う子供に向けた取組といった趣旨が分かるよう、「区民協働」分野の人材育成の施策の中に記載させていただきたいと考えています。

次に、2点目のふるさと納税についてです。区では、寄付いただいた方への返礼品は行っていませんが、ふるさと納税制度を活用した寄付制度を実施しています。

みどりについては、「練馬みどりの葉っぱい基金」という取組をしています。現状、より多くの方に関心を持っていただけるように、1年単位の短期プロジェクトと、大規模な公園の整備などをメニューとした長期のプロジェクトに分けて、皆さんが目的を定めて応援しやすい仕組みづくりを進めています。

資料2-2の「見直しの方向性」にも記載しましたが、今までは、公共のみどりに関するハード的な取組に対する寄付メニューが多くありましたが、今後は、区民協働事業を用途とするプロジェクトもしっかり進めていきたいという考えで記載しています。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

G委員 憩いの森の数の減少に心を痛めていますが、地権者から指定解除を求められた場合、何か月前までに地権者はその申出をすればいいという取決めになっていますか。

みどり推進課長 憩いの森は、基本的に5年間または20年間の使用貸借ということで地域の方から樹林地を借りています。しかし、所有者に相続が発生した場合はやむを得ず解除を認

めています。特に期限等は定めていませんが、原状回復に必要な期間等を相談した上で、解除の手続きをしています。

G 委員 地権者から土地の返還を求められた場合、土地の買取り等を含め地権者と折衝されると思いますが、実際に憩いの森が減っていく中で、区の買い取りたいという要求がなかなか通らない事情、折り合えない理由はどのようなところがあるのでしょうか。

みどり推進課長 一般論になりますが、どうしても取得したいが合意に至らなかったものについては、金銭的などころでの乖離があると理解しております。

G 委員 昨年、羽根木憩いの森が一部指定解除され、本当に豊かな生態系を有する樹林でしたが、今は高層マンションが建っていて、私も住民の方々も本当に心を痛めています。

金銭的な折り合いがつかないことは実際あると思いますが、区としてここまでならお金が出せるという目安はあるのでしょうか。また、そのような検討はどこでどのような方々がされているのでしょうか。

みどり推進課長 区が取得する場合は、土地の適正価格で取得しています。価格は、財産価格審議会等での審議で決めています。民間事業者のように、価格での競争は難しい状況です。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

D 委員 資料 2 - 2 の 3 ページ目に「区民が気軽に参加できる講座やイベントの開催、みどりの機能の P R の推進」という記載があります。

私の住んでいるところは、武蔵野市や杉並区へすぐ行ける、練馬区でも一番南の地域です。例えばここにあるような講座、イベントなどいろいろありますが、この間、四季の香ローズカーテンで講座がありました。これは光が丘にあります。少し農業にも興味があったため、農の学校に参加しようと思いましたが高松にあります。あの

周辺の住民の方は、不公平感をすごく持っています。

結局、池袋線から北側に多くの施設がたくさんあります。私の住んでいるところも農地がたくさんあり、農業をやっている方もいらっしゃる地域ですが、農業体験や植物に関する講座を池袋線より南側の地域に住んでいる方たちも参加できるよう、区のほうで力を入れてやっていただけませんか。

施策として、西武新宿線や池袋線の南側にもいろいろな施設を同じように考えていただけないかと思います。

都市農業課長

私ともが農の学校を所管しています。やはり公の施設を整備するという関係上、敷地だけではなく、財源の確保もあります。様々な条件の中で場所を選定して開設しているという状況です。

指摘のあった講座や体験学習については、なるべく広範な区民の方に利用いただけるよう、様々な施設を使って展開しているのと同時に、練馬区の特徴というのは、まさに農業者の方から直接、様々な体験ができるというところがあります。例えば果樹の収穫体験や体験農園などについては、新宿線のさらに向こう側の農業者の方も参加していただいています。参加の仕方も含めて、皆様が広く利用できる環境のためにさらに何ができるかについては、区で引き続き検討させていただきます。

会 長

ほかにいかがでしょうか。

H委員

私が住んでいる周辺は、農家をやっている方があまりいません。少し離れた地域では、農家がたくさんいらっしゃって、例えばイベントがあると、農家さんが作った野菜などを売るなど、すごく協力していただいています。

私たちの地域はすごく住みやすいですが、武蔵野市に近い場所にあるため、あまり様々なものが来てくれない。それは昔からのことなので、今のところはどうかと思っています。

ただ、何かあったときにはお願いすれば協力していただけますがイベント的なものになると後継者がいないため、これから厳しくなっていくのではないかと思います。ぜひ皆さんには、そのような面でいろいろ協力し

ていただきたいと思っています。

会 長

ほかに何かありますか。

I 委員

区民協働について意見を述べさせていただきます。

小学校で様々な体験を入れることや、小さなときから人材を育成していこうという考えはすばらしいと思います。しかし、これは小学生にとどまらず、元気に動いているいろいろなアイデアを出してくれる中高校生にも声をかけていくべきだと思います。

地域の防災に関しては、働いている大人よりも地域にいてくれる中高校生は、いざ何かあったときに一番動いてくれるので、防災訓練などのときにも本当に頼りにしています。やはり、一番動ける中高校生を緑化の活動に取り込んでいく。次を担う一番若い世代の育成ということ考えると、ここに何か中高生に対する施策を入れていくべきだと考えます。

では具体的に何が入れるのかというと、別の委員から話がありましたが、学校の先生は忙しく部活動を地域に回そうという流れにもなっています。園芸プロジェクトのようなもの、練馬駅前や西武新宿線の駅前通りでもいい、その緑化事業を部活動的なものでかつ学校という区切りを超えた地域の部活動のようなものです。可能であれば、環境や植物の話もできるようなプロの指導者がつくことで、地域のリーダーになれるような人材を育成していくことができるのではないのでしょうか。

ボランティアというと、どうしても落ち葉拾いなどが頭に浮かびますが、落ち葉を掃くだけではなく、例えば、落ち葉拾いの後に焼き芋ができるなど、子供たちがわくわくするような仕組みができると思います。

中高校生を学校という区切りがあると参加できないけれども、区切りを払ってしまえばどこにでも行くことができる、多様な人材を呼び込めるような、練馬のみどりづくりを考えていただければと思いますがいかがですか。

みどり推進課長

将来を担っていく子供たちに、練馬のみどりを小さいときから愛し育む心をしっかりつけてもらうため、様々な活動への参加や啓発は、非常に重要な取組と認識して

います。

先ほど他の委員からも話がありましたが、小学生、中高生が何らかの形で参加いただけるような仕組みを考えていきたいと思えます。

落ち葉清掃ですが、中高生の参加はあまりない状況です。中高生も忙しい子が多いので、うまく参加につながっていない状況です。今後も取組を考えていく中で、そのようなことも含めてやっていきたいと思っています。

関連する話になりますが、羽沢にこどもの森という自然体験ができる公園があります。ここはプレーリーダーを配置して、小さいお子さんに自由な体験をしてもらっています。実はこの公園は、もともとそこで小学生として遊んでいた子供たちが中学生になってボランティアとして活動しており、小さいお子さんを見ているといった取組も行っています。参加している子供たちの意見等も聞きながら、ぜひ広く参加いただけるような取組を考えていきたいと思えます。

いただいた意見についても反映できるよう、記載方法も含めて中身を考えていきます。

会 長

ほかにいかがですか。

副会長

私の息子も中学生ですが、ニーズはあると思えます。園芸が大好きで、きっと参加したいと言っていると思えます。

2点伺います。1点目として、みどりの総合計画の前段階にみどりの実態調査があります。樹林地や樹木に関して調査できていない情報が結構まだあるのではないかと感じており、そのようなところは私も学術的に貢献したいと考えています。

樹林地に関しては、質的に植生の状況やナラ枯れのような大きな問題もあります。もちろん土壤環境も含めてですが、少し重点的にモニタリングしたほうがよいのではないかと感じることがあります。その調査の充実度をどのように考えているか伺います。

みどり推進課長

現状、区の樹林地においては、かなり老齢化が進んでいる樹木が多くあります。ナラ枯れも可能な限り抑え込むように対処していますが、老齢木が多いため、一部枯

れしてしまっている樹木があるのも現状です。

現在、実施している調査は、数的、量的なものが多いです。質的な取組については、ぜひ副会長の意見も伺いながら、必要な取組を進めていきたいと考えています。

副会長

市民が参加してモニタリングしていくことが、活動の一つのきっかけにもなるのではないかと思います。自分たちで学ぶチャンスを提供することができればいいと思います。

もう1つ、宅地の緑被率が減少していることがトピックとしては重要で、先ほど他の委員から、地域ぐるみとは何だろうという話がありました。地域ぐるみでの緑化の推進の新規施策が抽象的な部分が多かったため、もう少し深掘りできるといいと思います。

緑化助成の件数が伸びていないことや、協定も重荷になってあまり効いていないという話になると、仕組み自体の見直しが必要になるため、この見直しは重要だと思います。

特に、施策の周知の度合いが非常に低いというのも大きなボトルネックになっているように思います。実態調査結果の中でも、多くの方は制度そのものを知らないという状況で、どのように地域ぐるみという施策を実施していくか。みどりの区民会議というのは、そのような意味で地域ぐるみで横断的に問題解決ができるような機会になっていたように思います。こちらは今どのような状況かを教えてください。

みどり推進課長

まず、地域ぐるみでの緑化の推進の件です。現状、緑化助成など施策は様々あり、区報等での周知も行っていますが、実績件数は伸びていない状況です。今後は原因も含めて、地域の方と協力しながら協働で課題解決に向けた取組、検討を進めていきたいと考えています。

次に、みどりの区民会議についてです。区民会議は、総合計画策定に当たり、区民協働に対する取組や意見を様々いただきました。総合計画策定後、例えば憩いの森や花壇の区民管理の取組は進んできています。区としては、実際に活動している方々の意見をしっかり聞くため、活動をされている方同士の交流の場や意見を聞く場を大

切にしており、施策につなげていく取組を進めています。

副会長

区民協働は、単に個別の事業ごとを指しているのではなく、スパイラルアップさせていくのが根本的な狙いだったと思います。そうすると、地域の取組が複合的につながること、横断的に交流できることはとても大事であり、ローカルな取組をどのように結びつけて実施しているかというところの横断的な解決に関して、ぜひ充実させていただきたいと思います。

会 長

ほかにいかがですか。

B 委員

私も緑化助成の相談を受けたことがありました。区の窓口を紹介しましたが、後日、ご本人から「手間がかかるからやめます。」と話がありました。補助率もあまり高くなく、自由度がすごく低くかつ面倒という意見があり、件数が伸びない要因のひとつだと思います。ぜひ、使いやすい制度にしていきたいと思います。

みどり推進課長

補助金ですので最低限の手続は必要になりますが、その中で分かりやすく案内させていただき、内容も含めて考えていきます。

今までは、来庁して紙による申請が主でしたが、オンラインでの申請も含めて、分かりやすく申請しやすい仕組みづくりを継続して検討していきたいと考えています。

会 長

様々な意見をいただき、ありがとうございます。見直しの方向性について審議いただきました。骨子については、特に異議はないようですが、事業化するに当たっては、区民の皆さんにしっかりと理解していただくことが大事になります。周知も含めて、区民の皆様にもより分かりやすい形で、表現も含めて少し検討していただきたいと思います。

それから、事業化するに当たり様々なアイデアや意見をいただいています。それを参考にして事業化していただきたい。中間見直し案の中に表現すべきものはしていただいたほうが、それを実行する上ではとてもいいと思いますので、その辺も含めて検討いただきたいと思いま

す。

そのような皆さんの意見も踏まえて、次回までに事務局に検討いただき、改めて答申案として提示いただければと思います。

それでは、次第5の報告事項に移ります。まず「(1)保護樹林の一部指定解除」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

保護樹林の一部指定解除についてです。保護樹林 1,332 m²のうち、土地利用ということで、350 m²を解除します。残りの982 m²は保護樹林として指定を継続していきます。

会 長

何か質問、意見等がありますか。特によろしいですか。続きまして、「(2)保護樹木の新規指定」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

前回の委員会以降、保護樹木の新規指定は23本ありました。

1番から5番は、関町北5丁目の民有地内の樹木になります。1番から4番までがサクラ、5番がケヤキです。

6番から16番は、中村北4丁目の富士見中学校高等学校の樹木です。6番から9番がサクラ、10番がシイ、7番から11番がサクラ、12番がスダジイ、13番から15番までがケヤキ、16番がプラタナスです。

17番は、大泉学園町6丁目の民有地にあるアカマツです。

18番と19番は春日町3丁目にある民有地の樹木、18番がアカマツ、19番がクスノキです。

20番と21番は、石神井台5丁目にある民有地内の樹木です。20番がブナ、21番がクロマツとなっています。

22番と23番は、南大泉3丁目にある民有地内の樹木です。22番がソメイヨシノ、23番がケヤキです。

いずれも調査の結果、条件を満たしていたため、保護樹木として新規指定しました。

会 長

何か質問、意見等がありますか。

I 委員

富士見中学校高等学校には、古い木がずっと前からあ

ったと思いますが、なぜ今の時期に指定となったのでしょうか。

みどり推進課長 この樹木は、以前、保護樹木に指定されていましたが、建物等の工事の影響を受ける可能性があったため、一旦解除していましたが、再び指定しました。

I 委員 建替え工事のときから見ていたので、新しく西側の道路にきれいなグリーンゾーンを整備していただき、地域で「随分みどりが増えたね」という話をしていました。以前から、保護樹木だったと聞いて安心しました。

会 長 ほかにいかがですか。

A 委員 1 番から 9 番まではサクラが非常に多いと感じました。22 番になるとソメイヨシノということで樹種が特定されています。ソメイヨシノ以外のサクラは、全てサクラと分類されているのですか。

みどり推進課長 申請の段階で樹種の特定ができているものについては、そのように記載しています。特定できていないものについては、このように表記をしています。

会 長 ほかにいかがですか。

G 委員 保護樹木の指定は、区職員の方が探してきて、それでその所有者と相談する流れになっているのですか。

みどり推進課長 基本的には、申請いただくことになっています。区報等でも様々な機会を見つけて申請いただくように周知をしています。一方、職員も区内を回っており、その際に目についたものについて、タイミングが合えばお声がけさせていただいています。

会 長 ほかによろしいですか。

続いて、「(3)保護樹木の指定解除」について説明をお願いします。

事務局

前回の委員会以降、保護樹木の指定解除は 12 本です。

1 番は、中村南 3 丁目の民有地内のケヤキです。解除理由は、経年による枝折れや枯れ枝が増え、適切な維持管理が困難となったためです。

2 番は、南田中 1 丁目のマンション敷地内にあるケヤキです。理由は、樹木が成長し隣地への越境等があり、適切な維持管理が困難となったためです。

3 番と 4 番は、三原台 1 丁目の民有地内のイチョウとコブシです。解除理由は、建て替えのため伐採せざるを得なくなったためです。

5 番は、南大泉 5 丁目の民有地内のケヤキです。令和 2 年度の区の精密診断で、不健全のため倒木の危険性ありという結果が出たため今回伐採となります。

6 番は、貫井 2 丁目の民有地内のソメイヨシノです。解除理由は、建て替えのため伐採せざるを得ないというものです。

7 番です。桜台 6 丁目のお寺の敷地内にあるケヤキです。樹木の近くで新たに墓石を建てるにあたり、高所作業車を入れることが困難であることから、適切な維持管理が困難になったためです。

8 番は、関町南 4 丁目のマンション敷地内にあるケヤキになります。腐朽による倒木の危険性があるためです。

9 番は、北町 1 丁目の民有地内のソメイヨシノです。昨年度の区の精密診断で不健全のため、倒木の危険性ありという結果が出たためです。

10 番から 12 番の豊玉上 1 丁目の学校敷地内、武蔵学園のソメイヨシノとケヤキです。ソメイヨシノは腐朽のため、ケヤキ 2 本は昨年度実施した区の精密診断で不健全のため倒木の危険性ありという結果が出たためです。

いずれの樹木についてもやむを得ず伐採ということで、指定解除となっています。所有者の皆様には、伐採後の代替植樹について話しています。

会 長

何か質問、意見等ありますか。

C 委員

資料の参考 1 の中で、「指定状況の推移」が示されています。今回報告された本数と相違しているようですが、この「指定状況の推移」の 8 月 1 日時点の本数の見方を

教えてください。

みどり推進課長　こちらの保護樹木の新規指定・解除については、昨年度の3月に実施した緑化委員会以降に手続したもので表記しています。この表は年度表記のため、3月中のものについては、令和4年度の内容としてカウントしています。

C委員　指定状況の推移で、非常に微量でも上がり始めているので、解除件数は含めず、樹木の新規指定された方だけをみるとかなり積極的な区民参加があると思います。積極的に区民の方が指定を受けられるという姿勢がある中で、区としての考えを伺います。

みどり推進課長　保護樹木に指定した場合、剪定費の補助もありますが、さらに、台風などが来たときの緊急時の対応も区がしています。剪定を適切に行っていただくと樹木の健全育成につながり、より長く保全できるため、区としても区報等を通じて積極的に新規指定に取り組んでいます。そのような取組が一定実を結んでいると認識しています。

C委員　以前、台風の影響で倒木して民家のベランダが壊れたとき、そこをどこが補償するかという話になりました。そのときは、保護樹木ということで区が補償したという経緯もあるので、そのような傾向も今区民の方たちの意識にあるのではないかと思います。以前、「補助金をもう少し上げてほしい」という声があったと聞いています。先ほど話したように、いかに樹木を守るかということは、所有者の方たちの負担度もいろいろ考慮していく必要がある中で、微増でも上がっているというのは非常にいい傾向だと思います。それは、区の広報活動の成功例ではないかと思います。

G委員　腐朽に至った理由と傾向を教えてください。

みどり推進課長　保護樹木は基本的に大木のため、老齢化が進んでいるものが多い傾向です。老齢に伴う腐朽が主な要因であると理解しています。

G 委員 腐朽があってもその程度問題で、健全であることもあるし、それ以降は不健全になっていくというプロセスは避けられないということなのですよ。

みどり推進課長 保護樹木については、約5年から7年の周期で樹木の状況のチェックを区でしています。そのような中で、残念ながら不健全な状況に至っているものについては、伐採と更新についての話を所有者にしている状況です。

会 長 ほかにいかがですか。

A 委員 2点質問です。2番と7番が適正な維持管理が困難という理由で解除になっています。7番については、先ほどの説明であったように、お墓をつくるのにクレーン車が入れないからという理由は一定程度わかりました。2番は指定時から大きくなり、隣地への越境などもあって適正な維持管理が困難になったとのことですが、これも非常に残念な理由だと思います。このようなケースの場合、区として維持するために、隣地の方との話し合いをするなど、何らかの取組があるのかというのが1点です。

もう1点が、5番のケヤキです。令和2年に指定されたばかりで、残念ながらまだ3年しかたっていません。なぜ、腐朽となってしまったのか。その間にどのようなことがあったのか教えてください。

みどり推進課長 2番の樹木についてです。詳細な個別事情までは把握していない部分もありますが、もともと樹木を植えたときには周囲の住宅地の状況が、例えば農地や何らかのスペースがあったものが、市街化が進んでいく中で住宅が建ち並んできたという状況があります。所有者の方も維持するため、近隣の対応も含めて様々な努力をされていましたが、どうしても落ち葉や日照という部分など、一定のところでは維持管理が難しくなってしまう、今回解除になったという状況です。

5番については、区の周知等により指定した経緯がありますが、周期的に行っている診断の中で腐朽状況が進んでいると判明したので、今回残念ながら解除になります。

した。

会 長 ほかにいかがですか。

B 委員 先ほど、保護樹林・樹木の助成金の拡充の件で、私の一般質問でも質問させていただきましたが、修正案に盛り込んでいただきありがとうございます。具体的な拡充の時期は決まっていますか。

みどり推進課長 拡充の時期については、現在、実際に保護樹林・樹木の所有者の方からの意見等も踏まえながら、検討しています。内容が整い次第、改定を進めていきたいと考えています。

保護樹木の剪定費補助については、区はこれまでも何度か改定を進めながら、可能な限り所有者の方の意に沿うよう進めてきました。現状、物価高等々の費用的な面もありますが、今回も所有者の方の意に沿った形で改定できるように検討を進めていきたいと考えています。

B 委員 物価高で負担を強いられているのは所有者の方だと思いますので、ぜひそこは早急に拡充をお願いしたいと思います。

会 長 それでは、以上で報告事項は終わります。
次第の6、「その他」になりますが、まず委員の皆様から何かありますか。

D 委員 公園の使い方についてひとつ伺います。春や秋の季節になると近くの公園でテントを張っている方がいます。良いとも悪いとも言えませんが、これは区としてどのように捉えているのか教えてください。

道路公園課長 公園の使用については、細かいルールを確認して、個別に対応させていただきます。

会 長 ほかはよろしいですか。
では、事務局からお願いします。

事務局 まず、新しい委員の方で冒頭に紹介できていない方が
いるため、ここで紹介させていただきます。

（ 新任委員の紹介・挨拶 ）

事務局 どうぞよろしく申し上げます。
 次回の緑化委員会の日程についてですが、11月頃の開催を予定しています。案件としては、中間見直しの骨子について確認いただきたいと思いますと考えています。

会 長 本日も長時間にわたり審議いただきありがとうございます。
 以上をもちまして、第172回練馬区緑化委員会を閉会します。

―― 了 ――